

北区シェアサイクル事業 協定事業者募集要領

1. 募集概要

北区では、「だれもが安全・安心・快適に自転車でおでかけできるまち」を将来像として自転車の活用に関する取組みを総合的・計画的に推進し、自転車の更なる利便性向上を図るとともに、区民の健康維持・増進、地域の活性化、環境負荷の低減を目的に「北区自転車活用推進計画（令和6年3月）」を策定しました。

本計画において鉄道駅及びその周辺や主要施設などを利用する区内在住者、通勤・通学者、観光客の利便性・回遊性向上など多様なニーズに対応するため、シェアサイクルの利用促進をするべく、本区が所管する公有財産の敷地、公園敷地、道路敷地（以下「公有地等」という。）を使用し、本区と共同でサイクルポートを設置する協定事業者（以下「事業者」という。）を公募により募集するものです。

2. 実施期間

令和6年9月1日～令和9年3月31日（2年7か月）

3. 応募資格及び応募条件

本件募集に係る応募資格及び条件は次の（1）応募資格及び（2）応募条件のいずれも満たしていることを条件とし、審査は6（1）に定める提出書類で行います。

（1）応募資格

次の各号の全てを満たす事業者を募集対象とします。

- ① 東京23区内に本店、支店又は営業所を有している法人で3年以上継続して事業を営んでいること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③ 締結する協定及び関係法令等を遵守できる者であること。
- ④ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- ⑥ 直近3事業年度内に法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税及び法人市町村民税を、滞納していないこと。
- ⑦ 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務がある場合未加入でないこと。
- ⑧ 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続きの適用を受けている者、又は申請をしている者でないこと。

- ⑩役員又は使用人は、東京都北区暴力団排除条例（平成 24 北区条例第 24 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

（２）応募条件

①事業実績

- （ア）自治体と連携し、シェアサイクル事業に係る協定等の締結実績があること。
- （イ）募集開始日において本区と隣接する区に電動アシスト自転車のサイクルポートの設置実績があり、且つ北区内に 20 箇所以上の設置実績があること。

②事業運営

- （ア）区内在住者、通勤・通学者、観光客など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムであること。
- （イ）簡易で利便性の高い利用環境を構築すること。
- （ウ）原則として、サービスの提供が全日（1 日 24 時間・年間 365 日）であること。
- （エ）自転車は、原則として電動アシスト自転車であること。

③維持管理

- （ア）利用者に対して、自転車等を放置しないよう周知徹底するとともに、サイクルポート外への放置が確認された場合は、事業者が速やかに回収すること。
- （イ）スマートフォン等で貸出・返却が可能で、サイクルポートに駐車可能台数を超える返却ができないシステムであること。
- （ウ）施設及び器材（車両・駐輪機器等）の調達、維持管理及び実施期間終了後の原状回復を行うこと。
- （エ）自転車や駐輪機器、看板は景観との調和に配慮したデザイン及び設置位置とすること。
- （オ）サイクルポート設置場所及びその周辺を定期的に清掃すること。
- （カ）車両の防犯登録を行い、盗難対策を行うこと。

④運営体制等

- （ア）安全・安心なシェアサイクル事業が運営できるよう、運営体制を構築し、適正な人員配置を行うこと。
- （イ）本区が指定する公有地等以外のサイクルポート用地の確保に努めること。
- （ウ）英語等の外国語にも対応すること。
- （エ）サイクルポート又は自転車本体に事業者の名称、連絡先、利用方法等を表示した案内板を設置又は表示し、問い合わせ先をホームページの分かりやすい場所に明記するなど、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないよう工夫すること。
- （オ）事業者は当該事業の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、第三者に委任する場合は、事前に本区の承諾を受けること。
- （カ）本区の公有地等を使用してサイクルポートを設置した場合において、第三者か

ら本事業に関連する苦情などが発生した場合は、事業者が責任を持って対応処理すること。

- (キ) 関係法令の規定を遵守すること。
- (ク) 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- (ケ) 関係法令に基づき、交通事故による利用者等のケガや加害者となった場合の十分な傷害保険及び賠償責任保険等を付保すること。
- (コ) 利用者へのルール・マナー（乗車時のヘルメット着用の促進を含む）の周知及び啓発を行うこと。
- (サ) 事業者は区と協議のうえ利用状況等データを本区に無償で提供すること。
- (シ) 事業者は、下記報告書を本区に提出すること。

報告書	提出時期	内 容
定期報告書	各年度末	利用状況、アンケート結果、課題・改善点 事故・苦情、今後の方指針

4. 公有地等の使用について

公有地等はサイクルポート用地として無償で使用する事ができる。なお、サイクルポートの電動アシスト自転車の設置台数は、設置場所や施設の状況を考慮し協議により決定する。

5. スケジュール

- ・ 公募開始日 令和6年7月26日（金）
- ・ 申請書提出期限 令和6年8月9日（金）
- ・ 結果通知及び協定締結 令和6年8月下旬予定

6. 審査手続き

- (1) 提出書類（※本区の競争入札参加資格者簿に登録されている場合は、⑥～⑧の提出書類を省略することができる。）

- ① 申請書（別紙1）
- ② 他自治体等におけるシェアサイクル事業の協定等の締結実績が確認できる資料（自由様式）
- ③ 本区と隣接する区及び北区内に電動アシスト自転車のサイクルポートの設置場所が確認できる資料（様式自由）
- ④ 事業者の概要（様式自由、事業者パンフレットも可）
- ⑤ サイクルポート、ラック及び看板の仕様を記載の上、サイクルポートに必要な面積が分かる資料（様式自由）
- ⑥ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本又は商号登記簿謄本）（写し可）

※3ヵ月以内に発行されたもの。

- ⑦ 直近 1 ヶ年の貸借対照表及び損益計算書（写し可）

※作成していない場合には、確定申告書の写し。

- ⑧ 法人税及び消費税の納税証明書（写し可）

※3ヵ月以内に発行されたもの。

(2) 提出期間

公募開始日から令和 6 年 8 月 9 日（金）までの閉庁日（北区の休日を定める条例（平成元年北区条例第 1 号）第 1 条に掲げる日。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 提出場所

7 の担当課

(4) 提出方法

電子メール（持参又は郵送可）

(5) 結果通知

関係書類を確認後、応募者に電子メールにて通知を行う。

7. 担当課

東京都北区土木部交通事業担当課

〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号

Tel : 03-3908-9216 Fax : 03-3908-8336

電子メール : kotsutanto-ka@city.kita.lg.jp

8. 留意事項

- (1) 本事業の運営に要する費用は、すべて事業者の負担とし、当区は補助金、委託料、その他一切の費用の負担をしない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とします。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類等の提出期限以降の変更、修正又は再提出は認めない。
- (4) 協定締結後に申請内容に虚偽があることが判明したときは、協定及び公有地等の配分を取り消し、以後の公募資格を失う。